

香川県立高松高等学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月1日 改定

I 目的、いじめの定義

1. 目的

この方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、香川県立高松高等学校における「いじめ防止基本方針」について必要な事項を定めることにより、いじめの防止を総合的かつ効果的に図ることを目的とする。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

II いじめ防止の基本的な考え方と校内組織

1. 基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成への重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、「いじめは絶対に許されない。」という考えのもと、いじめ防止対策の推進にあたる。
- (2) 「いじめはどの学校でもどの生徒にも起こりうる。」という認識に立ち、いじめの未然防止及び早期発見等に、教育活動全体を通じて、全教職員で取り組む。
- (3) いじめの問題への対応は、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的かつ体系的に早期対応を念頭に実施する。
- (4) 保護者との連携を密にして理解と協力を得ながら対応を進める。また関係機関との連携を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用し教育相談体制を充実させる。

2. 校内組織

いじめの防止等の対策に組織的に取り組むために、「いじめ防止対策委員会」を設置する。委員会は校長を委員長とし、委員は以下のとおりとする。また、委員会の連絡調整担当は生徒指導主事（生徒指導部）とする。

委員長 校長

委員 教頭（第二・定・通） 生徒指導主事 学年主任 教育相談部長

人権・同和教育主任 生徒指導部副部長

（スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー）

Ⅲ いじめ防止のための基本的な対策

いじめの防止を図るため、「いじめ防止対策年間計画」(別紙)を策定し、「未然防止」、「早期発見」、「教職員の研修」に計画的に取り組む。

1. 未然防止の取り組み

生徒をいじめに向かわせないために、すべての教職員が、学校のあらゆる教育活動を通じ、以下の点に留意し、いじめの未然防止に取り組む。

- (1) 「自ら学ぶ」生徒を育成する授業を行い、進路指導を充実させる。
- (2) 豊かな情操と心の通う対人交流能力を育むホームルーム活動や学校行事を実施する。
- (3) 自主性と協調性、規範意識等を育む部活動に努める。
- (4) 携帯電話やインターネットを通じたいじめなど、今日的課題に対して、積極的に取り組み情報モラルの育成を行う。
- (5) 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長しないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

2. 早期発見の取り組み

- (1) すべての教職員は生徒と向き合える時間の拡大に努め、いじめの早期発見に努める。
また、「個別の面談」「アンケート調査」等により、いじめの早期発見を行う。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、生徒が示す変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するよう努める。
- (2) 生徒や保護者が抵抗なくいじめを相談できるよう、日頃から全教職員が相談をしやすい雰囲気や信頼関係を築く。
- (3) 生徒の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避ける。

3. 教職員の研修

いじめへの対応は、全教職員の一致協力体制が必要である。そのため、日頃からいじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、定期的に校内研修や職員会議で周知を行い、平素から教職員全体の共通理解を図っておく。

また、教職員相互が生徒の状況等について積極的に情報交換を行うことで情報を共有し、いじめの未然防止や早期発見の取り組みに協働して当たれるようにする。

IV 個別のいじめに対する対応（別紙「いじめに関する対応のフローチャート」）

1. 組織的で迅速な対応

いじめの発見や通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、直ちに生徒指導主事、学年主任等に連絡し、組織的に対応を始める。その際には被害生徒を徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。

対応については、その都度、保護者へ十分な説明を行うなど、理解と協力を得ながら進める。犯罪行為の疑いや生徒に被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に相談するなど、関係機関や専門家と連携し、対応に当たる。

各教職員は、その対応方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

2. ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等は直ちに削除させ、状況に応じてプロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど、保護者と協力して対応を進める。必要に応じて法務局等に協力を求め、生徒に被害が生じる恐れがある場合は警察に相談し、援助を求める。

V 重大事態への対応（別紙「重大事態への対応のフローチャート」）

1. 重大事態の定義

次のような場合は、重大事態として対応する。

(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

※「重大な被害」の例

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。

(3) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

※その時点で、重大事態が発生したものとして報告・調査等の対応に当たる。

2. 対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告し、県教育委員会と連携して重大事態に対応する。

重大事態の調査及び解決にあたっては、学校が主体となって、いじめ防止対策委員会に第三者となる外部の専門家等を加えた組織を新たに設置して対処する。その際、調査の公平性・中立性の確保に配慮する。

なお、事態の態様によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力して解決に向けて対応する。

VI いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること」「②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察するよう努める。

VII その他

1. 国、地方いじめ防止基本方針

いじめ防止対策の推進にあたっては、本基本方針のほか、国の「いじめ防止基本方針」及び「香川県いじめ防止基本方針」を参考にして行う。

2. 取り組みについての評価と基本方針の見直し

毎年度末に本基本方針の取り組みについての評価を行い、取り組み内容や取り組み方法等の検証を行う。その結果をもとにPDCAサイクルの考え方に従い、本基本方針の見直しを行う。

いじめに関する対応（フローチャート）

【教職員の発見・生徒からの申し出等】

- ・直ちに、生徒指導主事・学年主任へ連絡

【事実の確認】（生徒指導部等）

- ・事情は、被害生徒・加害生徒の両方から、個別に聞く。その際、複数の教員で対応するとともに、両者からの聴取事項に矛盾のないよう、細部まで確認する。
（女性の教員が聴取すべきケースもある）
- ・いじめを見ていた生徒がいれば、その証言から両者の証言に矛盾がないか照合する。必要に応じて、アンケート調査も実施する。
- ・加害生徒には、弁明の機会を与える。

【指導方針の検討】（いじめ防止対策委員会）

- ・事実（行為の内容や結果の重大性等）に基づいて、加害生徒への指導方針を検討する。
- ・被害生徒やその保護者への支援策を検討する。
（学校全体での支援体制構築、カウンセリング体制の準備、情報の収集・整理）
- ・必要に応じて高校教育課等にも連絡する。

重大事態への対応（フローチャート）

【教職員の発見・生徒からの申し出等】

- ・直ちに、生徒指導主事・学年主任へ連絡

【高校教育課への報告】

- ・高校教育課に報告し、連携して問題に対応する。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは所轄警察署と連携して対処する。

【重大事態の調査組織を設置】

- ・専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又は利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

【調査組織が事実関係を明確にするための調査を実施】

- ・当該いじめ行為の事実関係について、先行して調査されている場合にも、可能な限り網羅的に明確にする。

【調査結果を高校教育課に報告】

- ・被害生徒やその保護者が希望する場合には、被害生徒やその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

【調査結果を踏まえた必要な措置を検討する】

【被害生徒やその保護者に対して情報を適切に提供】

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
(経過報告などを、適切な時間・方法で)
- ・関係者の個人情報に配慮するが、個人情報の保護を楯に説明を怠らない。